

十九世紀の東亜銀貨圏と台湾の幣制改革

李 世 暉

I は じ め に

1624年，大航海時代のオランダ支配に始まり，400年以来台湾の歴史は「外来政権」による支配の過程である。近代台湾の貨幣流通も統治者の頻繁な交替にともなって複雑化していた。16世紀から19世紀までの約300年にわたって，欧州海上強権のオランダ，スペインから始まり，鄭成功政権，清朝そして日本と次々と台湾の支配権は変遷した。そのため，近代の台湾における貨幣流通の状況は，各支配勢力の交替によって変化した。言い換えれば，各貨幣は各支配勢力の代言人として，台湾という舞台において主役の座をめぐる争っていた。台湾を軸として東アジア地域全体は，その争いに巻き込まれていた。19世紀中期以降，台湾における複雑かつ混乱した貨幣状態は，その争いの激しさを物語っていた。

当時，台湾において官鑄，私鑄，外国鑄など品位量目の異なった銀元と，制錢・私錢相半ばする青銅錢が同時に流通していた。その中で，最も多量に流通していたのは外国鑄造の銀元（洋銀）であり，その種類は，メキシコドル・香港ドル・スペイン銀・米国貿易銀・日本円銀・日本貿易銀などがあった¹⁾。さらに，多様な洋銀の中で，メキシコドルは長期にわたって台湾だけではなく，東アジアにおける国際通貨として支配的地位を保持していた。それゆえ，日本を始点とした東亜諸国の貨幣制度の改編は，メキシコドルの影響を受けざるを得なかった。

1) 北山富久二郎『臺灣に於ける秤量貨幣制と我が幣制政策』嚴松堂書店，1935年，17ページ。

19世紀末の台湾幣制改革は、もちろん例外ではなかった。しかし、台湾の場合では、日本に領有されるという特殊な歴史的背景によって、状況はもっと複雑であった。というのは、19世紀末に台湾における幣制改革は、東亜銀貨圏においてメキシコドルが支配的地位を持っていたという国際的要素に制約された一方、植民地経営の一環として日本国内の金本位制成立の影響も受けていたためである。本稿は、19世紀の東アジア銀貨圏の貨幣流通状況を分析背景として、日本金本位制の成立と植民地台湾の幣制改革の関係を再検討する試みである。

II 日本領有前の台湾貨幣流通

1959年に台北県八里郷の「十三行遺跡」から、台湾の原住民と海上船舶の船員が交換したとみなされている中国漢朝の「五銖銭」が発掘され、その年代は1500～2000年前と推定される。史書の記載によると、台湾の開発史は大航海時代のオランダ支配に始まり、今日まで約400年を経過するが、台湾における貨幣の流通は1500年前に溯ることができる。近代において、オランダ、スペインの台湾上陸にとともに、番銭（洋銀）は台湾に流入し始めた。1697年に清朝人郁永河が台湾での見聞にもとづいて書き下ろした『裨海紀遊』によれば、当時の台湾の貨幣流通については、「市中の用財は独り番銭を尚ぶ。番銭とは紅毛人（オランダ人—筆者）の鑄る所の銀幣也。圓長一式にならず、上に番花を印す。実は即ち九三色。台湾人此れに非れば用いず。庫幣（銀両—筆者）を以て之に與ふるあるも毎に蹙額して顧みず。習見する所に非るを以てのみ」²⁾と記された。

1662年、鄭成功は明朝の遺民を率いて、オランダの台湾支配を覆し、台湾の新たな支配者になった。オランダを台湾から駆逐し、その後の「反清復明」作戦を実施するため、鄭氏政権が支出した軍費は巨額であった。その巨額な軍費支出による財政赤字を補填するため、鄭氏政権は中国大陸から移入した銀両を

2) 郁永河、楊蘇之譯注『遇見300年前的台灣——裨海遊記』圓神出版社、2004年、195ページ。

用いる一方、日本に「永曆通宝」の鑄造を要請した³⁾。鄭氏政権と婚姻関係を有した日本の長崎藩は、その要望を応じた上で、軍費援助として年に数十万貫の「寛永通宝」を台湾に援助した。また、財政困難に苦しむ鄭氏政権は、財源を拡大するため海外貿易を推進した。当時、台湾の貿易相手はフィリピンと日本を中心としたため、台湾における洋銀（スペイン銀）や日本銅銭の流通範囲は、次第に拡大していった。

1784年、清朝は鄭氏政権を降伏させ、台湾を領有した。清朝は台湾の領有を決定したが、台湾経営に対して消極的であり、台湾への徴税と「反清復明」運動の鎮圧にしか関心を持たなかった。そのため清朝は、国家権力に関わる徴税に関してさえも、銀兩の納付を強要せず、外国貨幣である洋銀の納付を認めたのである。清朝の台湾領有初期、台湾民間の経済は「元、角、点、文」の各十進一位の元建てが主な計算標準であったが、政府の租税、俸給などの収支計算は秤量制の両建てであった。台湾住民は両建てで定められた租税を元建に換算し、洋銀を用いて（あるいは洋銀を両建てに換算して）納付した。しかし、清朝領台の後期には、洋銀の大量流入によって政府自身の収支は両建てと元建てを混用することになった。例えば、収入には、地租は両建てで、契税（土地売買の際して徴収された公証手数料）は元建てで定められ、支出は、高級役人の俸給は兩に、下級役人のそれは元によって規定された⁴⁾。こうして、1784年の清朝の台湾領有から、1895年の台湾割譲までの約210年の間に、台湾において外国流入銀貨がもつ価格標準の「元建て」は徐々に清朝の「両建て」に取って代わり、支配的地位を確立した。

この洋銀の大量流入は、1862年の台湾開港とともに欧米商社にあたる「洋行」が頻繁に開港地に進出し、貿易を行った結果であった。当時、台湾北部か

3) 永曆通宝は、台湾の要請によって日本により鑄造された貨幣であったが、台湾の貨幣史において最初の台湾自鑄貨幣であると認識されている。江日昇の『台湾外記』（1704年）によると、鄭経は、1666年に洪旭を、1674年に李徳をそれぞれ日本に派遣し、永曆錢の鑄造を要請した。袁穎生『台湾光復前貨幣史述』台湾省文献委員会、2001年、55-56ページを参照。

4) 北山富久二郎、前掲書、72ページ。

第1表 台湾通貨流通状況

	分 別	主 要 種 類
銀貨	官 鑄 銀 兩	馬蹄銀 (50兩), 中錠 (10兩), 小錠 (5兩以下)
	小額銀貨 (鉞仔銀)	香港, 広東, 台湾で鑄造された補助貨幣 (額面は2角, 1角, 5点の三種類あり)
	銀 元	自鑄銀元 (寿星銀, 劍秤銀, 如意銀) 洋銀 (メキシコドル, 香港ドル, スペイン銀, 安南貿易銀, 米國貿易銀, 日本円銀, 日本貿易銀)
銅錢	様 錢	清朝皇帝年号により戸部において鑄造された模範錢
	制 錢	様錢に模して各地方政府が鑄造・発行した正規の青銅錢 (様錢より純分量目が低い)
	私 錢	私鑄の青銅錢 (銅分の粗悪で沙穀, 風皮, 魚眼, 灰板などの俗称を得た), 紅錢 (明朝の遺錢, 太平天国の太平通宝, 日本の寛永通宝) を含め, 数十百種あり

注: 鉞仔銀は補助銀貨として使用されたが, 銀元とは独立の貨幣であるから, 2角銀貨5枚が必ずしも1元銀貨1枚等価値ではなかった。

資料出所: 台湾総督府『台湾ノ貨幣制度ニ就キ』台湾総督府, 1901年, 1ページ。

らは茶と樟腦, 南部からは砂糖が輸出され, 輸入はアヘンと雑貨であった。こうして台湾経済が世界経済の一環に組み込まれることによって, 洋銀の流通種類が増加し, その流通範囲も次第に拡大していた。日本領台直前, 台湾の貨幣流通は第1表が示すように, 複雑の極みに達していたのである。

その際, 台湾において流通した洋銀の中で, 支配的地位を占めたのはメキシコドルであった。そのメキシコドルは, 18世紀の末以降, 中国の上海と華南地域にかけて圧倒的勢力をもった銀貨であったから, 台湾においても一般人に選好されていた。なお, 台湾人は, その面上に鷹の図を描くメキシコドルを「鷹銀」または「鳥銀」と称し, その無傷 (鑿印なし) のものを特に「白鳥」と呼びならしていた。残念ながら, 台湾におけるメキシコドルの正確な流入時期およびその流入総額については, 資料欠如のため, 考査することは困難である。だが, 1899年の『台湾経済事情視察復命書』で記述された1888年から1894年までの台湾貿易収支とメキシコドルの輸出入額から, われわれは当時の台湾のメ

第2表 1888～1894年台湾の貿易収支およびメキシコドル貿易収支

(単位：千円)

	1888年	1889年	1890年	1891年	1892年	1894年
商 品 輸 出	6,999	6,798	8,111	7,296	7,644	10,988
商 品 輸 入	6,137	5,545	5,918	5,691	5,767	8,400
貿 易 収 支	+862	+1,253	+2,193	+1,605	+1,877	+2,548
メキシコドル輸出	943	1,199	1,414	1,247	806	719
メキシコドル輸入	2,154	1,895	2,741	2,005	2,642	2944
メキシコドル貿易収支	-1,211	-696	-1327	-758	-1,836	-2225

注：本表の数字は、淡水、基隆、安平（現台南）、打狗（現高雄）の税関資料によるものである。ただし、1893年の数字は戦争で散失不明である。

資料出所：荒井賢太郎『台湾経済事情視察復命書』台湾総督府，1899年，65-66ページ。

キシコドルの流通状況を窺い知ることができる。

第2表によると、台湾における1887年以前のメキシコドル流通額は不明であったが、1888年以降、1893年を除いて、平均の輸入額は約239万6000円、輸出額は約105万4000円、純輸入額は約134万2000円であった。また、商品輸出によって流入されたメキシコドルの年間額が常に年間商品輸出額の1/4ないし1/3の割合を占めることによって、メキシコドルは台湾におけるその支配的地位を確立したのである。そのメキシコドルは18世紀中期から、台湾だけではなく、日本、中国および東南アジア諸国において長期的に支配的地位を保持していた。

III 東アジア銀貨圏を支配したメキシコドル

東アジア地域における国際貨幣として広い範囲に使用されていたメキシコドルの鑄造開始は1535年、当時スペイン領メキシコにおいて、スペイン王カルロス一世が造幣局を設け鑄造を開始した時に始まっている。小野一郎によると、東アジアでメキシコドルが長期にわたって利用された原因は以下の六つにある。第一に、16世紀におけるスペインの国際経済上の地位とメキシコの豊富な銀の産出である。第二に、メキシコドルの品位・量目が長期にわたって安定してい

たことである。第三に、当時の東アジア地域の貨幣制度・信用制度が未確立・未発達だったことである。第四に、金に比して低価の銀現金通貨たるメキシコドルは、貿易規模が低位であった東アジア諸地域に適応していたのである。第五に、貨幣輸送コストが原因で、東洋とヨーロッパにおける金銀比価は安定していたことである。第六に、メキシコドルの利用の一般化・それにもとづく使用習慣の成立がそれ以外の新規銀貨の流通を排除したことである⁵⁾。メキシコドルは、鑄造開始から20世紀初頭にいたるまで、南米、北米大陸、日本、中国、台湾、東南アジアなどの地域に流入し、貿易通貨として使用され、その鑄造総額は約35億4800万ドルに達した⁶⁾。しかしながら、19世紀中期から、数世紀にわたって東アジアにおける国際通貨としての役割を果たしたメキシコドルは、挑戦を迫られた。

1860年以降、香港・台湾を中心として、このメキシコドルをめぐる国際的な通貨競争が展開される。まず登場したのはイギリスであった。1864年、イギリスは香港に造幣局を設置し、メキシコドルをモデルとする香港ドルを鑄造した。当時、香港ドルは実際に市場で流通しているメキシコドルと全く同一ものであったが、中国人・台湾人が香港ドルを割引なしには受け取らなかったことで、イギリスの試みは失敗に終わった⁷⁾。香港造幣局は開始後2年をもって閉鎖され、造幣機械は日本に譲渡されることになった。香港ドルの失敗の後、次に登場するのは日本とアメリカである。1873年金本位制の施行を決定したアメリカは、「銀貨の自由鑄造禁止によって打撃を受けるべき銀鉱所有者を保護するため、東アジア市場向けの貿易ドルの自由鑄造を許可し、これによって、東アジアの支配的国際通貨たるメキシコドルの地位に代らしめよう」と⁸⁾考え、貿易銀の

5) 小野一郎『近代日本幣制と東アジア銀貨圏——円とメキシコドル』ミネルヴァ書房、2000年、3-5ページ。

6) Andrew, A. P., "The End of the Mexican Dollar," *Quarterly Journal of Economics*, Vol. 18, No. 3, 1904, p. 356.

7) メキシコドルは、品位902.7、純量377.1/4グレインである。香港ドルは品位900、純量374.4グレインである。

8) 小野一郎、前掲書、118ページ。

自由鑄造を決定した。この新しい貿易銀は、メキシコドルより4分の3グレインほど量目が重かったため、直ちに香港、台湾をはじめ、東アジア市場に流通した。だが、1873年以降、国際銀価の下落につれ、鑄造当時1ドル金貨より4セント以上大きな価値を持ったアメリカ貿易銀は、金ドルと紙幣に対して実質価値が下落した。アメリカ国内で採算上有利なため、法律で5ドルを限度とする法貨と認められた貿易銀は、本国市場において流通し始めた。1878年、貿易銀の大量流通によって、アメリカは金銀複本位制に逆戻りした。1887年3月、アメリカ政府は流通していた貿易銀を全部回収して、標準銀貨に改鑄することを決定した。そして、アメリカ貿易銀は東アジア市場から姿を消すことになった。

日本は、1871年6月27日の新貨条例によって金貨を本位貨幣として採用するのであるが、貿易上の便宜を確保し、貨幣通用力を拡大させるために、メキシコドルと同位同量かつ無限法貨とする円銀（旧貿易銀）の自由鑄造を認めた。しかし、この円銀はメキシコドル同位同量にもかかわらず、東アジアの市場において、特に中国人によって平価で受け取られず、常に0.5%ないし1.5%の割引を余儀なくされた⁹⁾。日本政府はメキシコドルとの同価通用を促進するため、鑄造費の引下げ（2%から1.5%に）、鑄造期間の短縮（30日から20日に）など一連の流通強化策をとる一方、1875年2月18日にメキシコドルの平均に比べて4グレイン増量した貿易銀の鑄造を布告した。しかしこの貿易銀の量目増加は、所期の目的を達成することはできなかった。これは、中華経済圏においては貿易銀を貨幣として用いるよりも地銀として用いる方が有利であるため、輸出された貿易銀は各地で熔解されたからである。貿易銀の鑄造総額は1875年4月から1878年8月までの間に、僅かに305万円にとどまった¹⁰⁾。その結果、日本政府は同年の11月に貿易銀の鑄造をやめ、旧貿易銀すなわち円銀を再び鑄造す

9) 内閣記録局編『法規分類大全——政体門、制度雑款三、貨幣一』内閣記録局、1890年、208ページ。この割引は円銀の量目、品位の劣位によるものではなく、メキシコドル流通の一般化・使用習慣の存在が新しい円銀の流入を阻害したことによるものであった。

10) 大蔵省造幣局編『造幣局百年史——資料編』大蔵省造幣局、1974年、295-296ページ。

ることになった。日本は、貿易銀の発行停止後、円銀の流通増進を図るため、1879年に円銀と洋銀との平価通告を布告した。この平価通告を契機として、円銀の信用は次第に増大した。また、円銀鑄造技術の進歩と意匠の優秀性かつ鑄造の少ないことによって、円銀はやがて東アジア地域の大部分の開港場において、メキシコドルと平価で自由に流通した。そして、日本円銀は東アジア銀貨圏において、国際決済通貨としての資格を有したメキシコドルの最大の強敵となった。

このように、東アジアにおける各国によるメキシコドルを原型とする自国銀貨を導入する事情は様々であったが、その目的は二つに要約することができる。すなわち、自国の金を為替本位制へ移行にともなう過剰銀の有効なる使用を企図することと、メキシコドルや他国銀ドルの支配を排除し、東アジアにおける経済的勢力を拡大することである。しかし、欧米諸国は、自身の金本位制移行による相対的な銀価下落を防衛するために、銀の輸出を通じた金の吸収を優先した。対して、日本は当初より円銀を通じた東アジア地域の銀流通への影響力の拡大を目指した。当時、銀を基礎とする不換紙幣が流通していた日本にとって、円銀の大量な鑄造や輸出の目的は、円銀をもって東アジア地域にける経済勢力の拡大にほかならない。例えば、日本政府は貿易銀の鑄造を布告した際、「我貿易銀ニ一層ノ勢力ヲ与エ従来洋銀ノ専有セル地位ヲ変転シテ我貿易銀ノ有トナシ東洋地方到处該銀貨ヲ以テ各地ノ為換ヲ取組ミ百貨ノ価格ヲ擬定セシムル」¹¹⁾ という明確な主旨を掲げたのである。円銀の大量な鑄造や輸出によって、メキシコドルの流通地域は徐々に侵食されていった。1871年に円銀の鑄造が開始されて以降、1897年1月までの鑄造総額は約1億6200万円、うち輸出されたものは1億1200万円、約7割に達する¹²⁾。しかし、1897年の日本の金本位制成立を契機として、東アジアにおける日本の円銀流通政策は転換期に入っていた。

11) 内閣記録局編、前掲書、218ページ。

12) 「通貨(一)」(明治財政史編纂會編『明治財政史 第11卷』財政經濟學會、1938年)、786ページ。

IV 日本金本位制の成立と台湾幣制改革

一般的に言えば、金本位制を採用した国家は、一つのグループを形成して、世界から押し付けられた危険や不安定要因を排除するため、国境を超えて助け合った。世界から押し付けられた危険を避けるというのは、金本位制の採用からくる価値尺度の統一と為替相場の安定であり、不安定要因を排除するというのは、為替相場の安定により国際的資本の自由なる移動のもたらず脆弱さからの防衛である。このグループの創設者・発明者はイギリスであった。1876年までに、イタリア、ベルギー、スイス、オランダが、全て正式にこのグループに参加した。これらの国家にとって、金本位制の魅力はまさに国家の威信を追求することにあった。つまりそれは、純粋に経済的な利益とは別の価値を持つ「堅実な活動の象徴、および名誉と良識のしるし」であった¹³⁾。当時の金本位制が成功した決定的な理由は、国家が金の使用を永久に中止すること、あるいは金平価を変更することは絶対にないという信頼性にあった。

19世紀末から世界に拡大しつつあったこの国際金本位制は、もともと各国中央銀行が国際貿易の輸出入差額決済による自国の金準備の増減を応じて、銀行券の発行高をはかり、国際収支を均衡させるシステムであった。しかし欧米先進諸国、特にイギリスは、生産力における優位に立ったほかに、広大な植民地を領有し、世界金産額の半分を占有するから、国際金本位制に対する莫大な影響力を有していた。この古典的な金本位制とイギリスとの関係について、コーエン (Cohen) は以下のように論じている。「この古典的な金本位制は、スターリング本位制、すなわちヘゲモニーのレジームであった。イギリスが、各国が従うべきゲームのルールを確立・維持し、国際秩序を支配したというだけでなく、さらに通貨関係に本来あるべき一定の安定性を与えたという意味において、スターリング本位制だったのである。……イギリスは、世界の通貨シ

13) Gallarotti, Giulio M., *The Anatomy of an International Monetary Regime: the classical gold standard 1880-1914*, New York, Oxford University Press, 1995, p. 143.

システムの安定化に対し自国が責任を負っているとか、自国は世界の通貨管理者だというふうに考えていたわけではなかった。しかし実際には、イギリスはまさにこういった責任を負わされることになった。……スターリングが広く国際的に使用され、ロンドンの大きな金融市場と他国の小さな国内金融市場とが密接に連動することにより、イギリスは世界の金融政策を指導するパワーを必然的に与えられたのである」¹⁴⁾。

前述のように、当時のヨーロッパ金本位国、特にイギリスは、東アジアの後進諸国と植民地における銀貨圏を維持することを政策的にすすめてきた。東アジア市場における銀貨圏の温存は、ヨーロッパの金銀比価の安定に大いなる役割を果たした。それは、金本位制への移行によって本来加速化されるべき銀価下落を防衛し、移行の損失をできるだけ減らすための措置であったのである。それにもかかわらず、金本位制の国際的普及にともなって銀の国際価格は年を追うごとに低下していた。第3表が示したように、1880年以降、銀価の下落傾向はさらに加速することになった。

このような銀価の急激な下落は、銀貨国の対金貨国為替相場の相対的な下落から生じた交易条件の改善を通して輸出の増加という効果を生んだが、為替相場の不安定化がもたらす取引の投機化および物価の変動が、銀貨の蓄蔵貨幣機能に重大な障害を与えたことも事実であった。特に1890年代に入って、東アジアにおけるヨーロッパ諸国の植民地では、金本位国に対する貿易額が、徐々に銀本位国に対する貿易額を上回ることになった。そしてヨーロッパ金本位国は、東アジアの植民地を金本位制の市場圏に包摂するため、東アジアの植民地の幣制改革を通じて、金為替本位制をその地域に導入するべきであると決意した。この点から見ると、二十世紀初頭の東アジアにおける銀貨圏の終焉は、「まさに東アジアにおける帝国主義の成熟＝東アジアの帝国主義体制への包摂を示す貨幣的指標にはかならなかった」¹⁵⁾。いわば東アジアにおける銀貨圏を維持す

14) Cohen, Benjamin J., *Organizing the World's Money*, New York, Basic Books, 1978, pp. 81-82.

15) 小野一郎、前掲書、164ページ。

第3表 銀価の下落 (1870-1913年)

年次	ロンドン 銀塊相場	金銀 比価	年次	ロンドン 銀塊相場	金銀 比価	年次	ロンドン 銀塊相場	金銀 比価
1870	60 9/16	15.57	1885	48 5/8	19.39	1900	28 1/4	33.33
1871	60 1/2	15.57	1886	45 3/8	20.78	1901	27 3/16	34.68
1872	60 5/16	15.65	1887	44 5/8	21.11	1902	24 1/16	39.15
1873	59 1/4	15.92	1888	42 7/8	21.99	1903	24 3/4	38.10
1874	58 5/16	16.17	1889	42 11/16	22.10	1904	26 3/8	35.70
1875	56 7/8	16.62	1890	47 11/16	19.77	1905	27 13/16	33.87
1876	54 3/4	17.77	1891	45 1/16	20.92	1906	30 7/8	34.68
1877	54 13/16	17.22	1892	39 13/16	23.68	1907	30 3/16	39.15
1878	52 9/16	17.92	1893	35 5/8	26.70	1908	24 3/8	38.64
1879	51 1/4	18.39	1894	28 15/16	32.57	1909	23 11/16	39.74
1880	52 1/4	18.06	1895	29 7/8	31.57	1910	24 5/8	38.22
1881	51 11/16	18.24	1896	30 3/4	30.59	1911	24 9/16	38.33
1882	51 5/8	18.27	1897	27 9/16	34.20	1912	28 1/32	33.62
1883	50 9/16	18.64	1898	26 15/16	35.36	1913	27 9/16	34.19
1884	50 5/8	18.58	1899	27 7/16	34.36			

注：ロンドン銀塊相場は品位925の標準銀1オンスについてのもので、単位はペンスである。

資料出所：Laughlin, J. L., *The History of Bimetallism in the United States*, New York, Greenwood Press, 1892. Appendix II, and *Money Credit and Prices, 1931*, Vol. I, Appendix II により作成。

ること、およびその後の金為替本位制を導入することは、結局、ヨーロッパ諸国による帝国主義の東アジア進出の史的序列を投影する事態であった。

1897年、日本は日清戦争の勝利によって獲得した賠償金をもとに、銀本位制を脱却し、金本位制移行という国際的潮流への合流を遂げた。しかし、日本の金本位制の成立過程は、東アジアにおける一連の国際的貨幣変革の影響によって、決して平穏な道ではなかった。そもそもイギリスは日本の明治初期の幣制改革に際して、メキシコドルと同位同量の幣制の採用を希望し、法制上金本位制採用の新貨条例に反対していた。それは、日本金本位制の成立が銀流通圏の縮小、すなわち当時の洋銀勢力の縮小を意味するからである。しかし、一旦金本位国が銀貨圏の温存をもちや利益となしえないこと、つまり、金銀為替相場不安定が国際貿易と資本移動の阻害要因であることを理解した以上、1893年

のイギリスによるインドルピーの自由鑄造停止を始め、東アジアの後進諸国、植民地は次々と銀貨圏を脱離し始めた。このような情勢によって、日本の金本位制への移行に対しては、ヨーロッパ金本位国なかんづくイギリスによる妨害が大きく軽減されていた。つまり、明治期日本の幣制改革の方向は洋銀勢力の存在、およびヨーロッパ金本位国の意向によって規定されていたわけである。

それゆえ、日本の幣制改革問題は、日本外交の方向性にかかわるのが必然であった。日本における金本位制成立の持つ国際的意義の一般的論説は、「日本の資本主義的発達に遂に日本を半植民地化の危険から全く脱却せしめ、独立資本主義国として、世界資本主義の一環として、他の諸列強と世界市場に角逐しうる階段に達せしめたことを示す金融的標識であった」¹⁶⁾。しかし、今からみると、その意義はそう簡単に済ませられるような歴史の目印ではなかった。小野一郎は日本金本位制を論じる際に、日本の金本位制が「東亜におけるメキシコドルの衰退期に現れ、東亜におけるメキシコドル系銀圏の終焉＝植民地幣制改革＝金為替本位制の導入を確定する契機的指標であること、また、同時に日本が他の諸列強と世界市場に角逐しうる形態そのものを規定したものである」¹⁷⁾と指摘した。それゆえ小野は、遅れて国際金融市場に参入した日本がいかに欧米諸国の自国的通貨事情に押し付けられるかという一面を考察しなければならぬと主張した。

こうした背景を念頭に置き、当時日本国内の金本位制に関する論争のもう一つの側面を検討しておきたい。日本における金本位制が採用される以前、金本位制の国際的普及にともなって銀の国際価格は年ごとに低下しており、銀本位制は金貨国向け輸出商品価格の引下げという利益を日本経済にもたらしていた。園田孝吉（当時横浜正金銀行頭取）から始め、若宮正音（当時農商務省商工局長）、渋沢栄一などの銀本位維持論者は、このような事情を背景にして、日本現行幣制の即時改正の必要性を認めなかった。彼らの見解によれば、日本は将

16) 寺島一夫『日本貨幣制度論』白揚社、1937年、65ページ。

17) 小野一郎、前掲書、174ページ。

来清国と南洋の商権を掌握すれば、彼我的貨幣を統一することが必要である。もし日本が金本位制を採用して、清国と南洋諸国で依然として銀貨が通用すれば、日本に帰すべき商権は他国に壟断される恐れがある。

それと反対に、阪谷芳郎（当時大蔵省主計官）や添田寿一（当時大蔵省参事官）のような金貨論者は、以下の理由で金本位制への移行が必要であると強く主張していた。これは、銀価下落傾向の下での対金貨国軍需品購入支出の増大と生産手段輸入価格の騰貴がもたらす財政への圧迫を解消するための財政上の便益である。しかし当時において唯一金本位制即行論を堅持した阪谷芳郎さえも、1895年7月の貨幣制度会調査報告で、「支那、朝鮮、海峡植民地及南洋諸島トノ取引上特ニ銀貨ノ需要ナキヲ期スヘカラス。故ニ政府ニ銀貨鑄造ノ権力ヲ存スルノ必要アリ」¹⁸⁾と述べた。

結局のところ、1897年10月、第二次松方正義内閣は、日清戦争による賠償金3億5000万円をロンドン金融市場に在外正貨として、金本位制への移行を断行した。なお、賠償金の一部（1億7300万円）を直接軍艦購入資金に充てることにしたのである。この金本位制の採用によって、銀貨下落による財政負担が減少し、為替相場の安定化を通じて長期的な軍艦購入計画の立案も可能になった。また、金本位制の安定化が海軍軍備拡張と直接結びついていた事実において、日清戦後の日本はイギリスへの経済的・軍事的依存度を急速に強めつつあった。そのうち、伊藤博文、井上馨など強力な反金本位制論者は、イギリスとの接近・結合の強化がロシアの反発により、朝鮮市場における日本の覇権の脅威となる結果を招く恐れがあると論じていた。要するに、日本金本位制の成立は、「親英反露」的な方向性を内蔵していたのである。1902年1月の日英同盟の成立は、国際金本位制に参入した日本が、イギリスに対する金融的・軍事的依存度を急速に強めていたことのいわば必然的帰結であった。

ところが、日本における金本位制の成立に際して、外交方面の思惑以外に、

18) 「明治三十年幣制改革始末概要」(大蔵省編『明治前期財政経済史料集成 12巻』明治文献資料刊行会、1964年) 390ページ。

直ちに直面したのは、鑄造総額の7割、約1億1200万円に上る海外輸出円銀が日本へ還流する問題であった。もしその還流額が上るならば、引換による国庫が巨額の損失を生じ、金本位制施行に対する重大な障害となると、日本政府は判断した。海外輸出円銀のうち、円銀の主な流通地域であったシンガポールを中心とする海峡植民地域の円銀動向は、特に注目された。1897年5月2日シンガポール藤田領事報告によれば、海峡植民地に輸入された円銀額は、輸出総額の50%以上を占める約5600万円と推定されるが、出稼ぎ中国人労働者の帰国に際し持ち去られ、また華僑が中国に送金するなどの事情によって、これら輸入円銀は中国各地、台湾、香港各地に再輸出され、海峡植民地に当時残存するものはおよそ2000万円と推定された¹⁹⁾。ところで、円銀の最大吸収地である中国(台湾も含め)における、熔解、改鑄および愛銀による私的退蔵のため、還流の可能性をもった円銀が限定された。一方、海峡植民地では、円銀の引上げによって不足する流通必要量を満たすべき他の洋銀の補充がなかったことで、多額の円銀は直ちに日本に輸送されず、そのまま流通していた。その上、日本が金貨引換期間を最初の5年間から10ヶ月に短縮すること、および国際銀価の下落が引換期間においてそれほど大幅なものではなかったことによって、金貨と引換えられた円銀は4558万円余に止まり、そのうち外国より還流した分は1084万円余で海外流出円銀の約1割にあたる。引揚げられなかった海外円銀は、その後もなお台湾、香港、中国各地において流通し、その総額は単純に計算すれば約1億円に達した。

日本において金本位制が成立した後、これらの円銀の流通領域を維持する任務は、日本最初の植民地である台湾に移されることになった。1895年以前の台湾は、すでに述べたように、政治的には清朝治下に属していたが、経済の流通面では外国商業資本が支配的であった。それゆえ、台湾における流通貨幣は外国鑄造のものが大半であり、貨幣流通の状況はかなり複雑なものであった。日本の台湾領有後、日本銀行券、円銀が導入されたが、台湾本島の取引は秤量鑑

19) 内閣記録局編、前掲書、514ページ。

鑑によって各種銀貨が依然として用いられた。一方、日本の金本位制への移行とともに台湾幣制を如何にすべきかの問題が発生した。小野一一郎によれば、当時の通貨状態および対外貿易関係が、台湾に銀市場を残存させる一因であったが、日本の金本位制への移行そのものを経済的にすること、すなわち過剰銀を処分することが、台湾の円銀市場を残存させる主な理由である。当時（1897年）、台湾の日本への輸出は約210万円、輸入は約370万円にとどまり、一方中国・香港という中華経済圏との貿易は、輸出約1275万円、輸入約1265万円であった。台湾は経済的には中国の経済圏内にあり、日本との関係は、端緒についた直後で強固な結合関係になかった。また、引揚げ銀の有利な売却のために、日本は欧州諸国が金本位制移行に際して勢力圏に銀貨圏を残存させ自国銀を消化させた方法に従い、台湾を銀貨圏に残存させることが望ましかった²⁰⁾。しかし、後進帝国主義である日本にとって、金本位制が実施するかどうかにかかわらず、円銀の海外流通を通じて日本の経済勢力を拡大させることは、1871年以來すでに日本の重大な外交政策の一つであった。それゆえ日本は、金本位制が成立しても、中華経済圏において銀貨が流通する限り、台湾の銀貨市場を通じて、東アジア地域の円銀勢力を維持するべきであると判断した。

こうして、日本金本位制の成立過程の考察を通じ、日本帝国主義発展の初期段階からすでに欧米諸国の意向によってそれが左右されたことは明白であったことがわかる。日本の貨幣制度変更だけではなく、台湾の幣制改革にはじまる、日本の植民政策およびその後の帝国主義の拡張も、当時の国際秩序に合わせなければならなかった。

V 東亜銀貨圏下の台湾幣制改革の過程

本節では、東亜銀貨圏において諸貨幣の流通現状、および日本の金本位制が成立した当初の特殊な事情を念頭に置いて、台湾における幣制改革の内容とその経緯についてふれる。1895年、日本は下関講和条約によって台湾を獲得した。

20) 小野一一郎、前掲書、141ページ。

この新領土の実情に迅速に適応するため、1896年に法律第六三号「台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律」（いわゆる「六三法」）の公布によって、日本帝国議会の立法権を台湾総督に委任した。台湾領有以後、台湾の貨幣・金融制度に対して、日本政府が法的措置に着手したのは、1897年2月の勅令第9号「台湾ニ於ケル貨幣及銀行ニ関スル政務ハ大蔵大臣ノ管理ニ属セシム前項ノ政務ニ就テハ台湾総督ハ大蔵大臣ノ監督ヲ承クルモノトス」²¹⁾であった。これによって、台湾貨幣・銀行関係の所管を明確にした。六三法によって台湾の法令発令権が台湾総督に与えられたが、この勅令第9号は、台湾貨幣・銀行関係の所管を大蔵大臣に移管させた。というのは、金本位制の成立が決定されたばかりの日本政府は、台湾幣制改革の重要性を十分に把握していたからである。にもかかわらず、台湾幣制改革の主管機関である日本大蔵省の内部では、台湾の貨幣制度について未だに明確な構想を持ち合わせていなかった。台湾に銀本位制を施行する意図はなく、とはいえ金本位制を直ちに同島に適用するという明確な方針があったわけでもなかった。こうした本位制が未確立のまま、大蔵省は当面、内地の補助銀貨を転用し、かつ台湾銀行の無記名式一覽払手形によって賄ってゆく予定であった²²⁾。

ところが、1897年3月に日本貨幣法の公布によって、台湾幣制の本位制問題は再び浮上した。同年7月、大蔵省監督局添田寿一は、大蔵省内において対立していた意見をまとめ、同省の貨幣会議に提出した。意見書によれば、台湾幣制の本位制に関して当時大蔵省内には五つの異なる意見が存在していた²³⁾。すなわち、

- 一、台湾に従来の銀本位制または金銀複本位制を施行し、壹圓銀貨の法貨通用を永久に存続すること。
- 二、前説の原則を沿い、ただし壹圓銀貨の代わりに台湾のため特別なる新銀

21) 明治財政史編纂會編，前掲書，966ページ。

22) 波形昭一「台湾銀行法の制定と幣制改革」（渋谷隆一編『明治期日本特殊金融立法史』早稲田大学出版部，1977年）262ページ。

23) 意見書の全文については、明治財政史編纂會編，前掲書，966-968ページを参照。

貨を鑄造・流通すること。

三、従来の壹圓銀貨を極印し、銀塊として台湾に限って流通させること。

四、日本貨幣法を台湾にも適用させ、直ちに純然たる金本位制を施行させること。

五、前説と同じ原則を採用し、ただし台湾の実況に応じるため、台湾銀行券と兌換できる50銭以下の小額補助銀貨を併用すること。

同会議では、添田は第五説を踏まえ、「台湾ニハ名義上ハ金貨制度ヲ施行スル」という案を検討したうえで、次の決議を行った²⁴⁾。

第一、台湾ニハ金貨制度ヲ施行スルコト

第二、實際ノ取引ニハ可成銀ヲ使用スルコト

第三、多額ノ取引（仮令八十円以上）ニ於テ金銀ノ間ニ相場ヲ生スルコトアルトキハ之ヲ認許スルコト

第四、当分ノ内政府ノ公納ニ銀地金ヲ以テスルモ妨ケナキコト（但シ時価ニ依ル）

しかし、まとめられた大蔵省の内部意見に対し、台湾総督府は異なる意見の申し立てを行った。台湾総督乃木希典から大蔵大臣松方正義に送られた1897年8月9日の書簡によれば、乃木は「貨幣制度ヲ異ニスルトキハ、必然ノ結果トシテ内地トノ為替ニ相場ヲ生シ、取引ノ渋滞ヲ来シ、本邦商工業者ノ台湾ニ対スル資本ノ放下を妨ケ、其他種々ノ障害ヲ来スハ明白ノ儀ニ付、貨幣ノ制度ハ本邦ト同一ニシ、實際ニ於ケル流通貨幣ハ銀貨及兌換券ト為スヘキ」²⁵⁾と述べ、銀本位制に反対し、日台共通の本位制度の下に銀貨と兌換券の流通を要望した。同年9月、前記貨幣会議の決議および台湾総督の稟請を基礎として、大蔵省は閣議に「極印銀貨使用勅令案」を提出した。よって、極印壹圓銀貨は台湾の主要通貨として流通し、金に対する実質価格をもって島内の公納に使用すること

24) 「貨幣法制定及実施報告」（日本銀行調査局編『日本金融史資料——明治大正篇 第17巻』大蔵省印刷局，1958年），266ページ。

25) 同上書，266ページ。

になる。従って、従来公納に使用できる外国銀貨と粗銀を漸次に禁止することによって、台湾幣制の統一を促した。結局のところ、1897年の勅令第9号によって台湾幣制問題の主管機関たる大蔵省の意見は、同年10月22日の『極印銀貨使用に関する件』（勅令第374号）として具体化されることになった。大蔵省と台湾総督府の間には、台湾幣制本位制の問題に関して相違点があったが、台湾幣制の過渡的方策として、金本位制と銀本位制の折衷案を構想している点については、両者の意見は一致していた。こうして台湾の貨幣制度は、日本の貨幣法に依拠せず、しかも台湾独自の貨幣法も制定せず、過渡的方法として「名義上」の金本位制下に日本政府の極印付壹圓銀貨を通用させることと決定された。言い換えると、「銀ヲ銀トシテ流通サセ」るのではなく、「銀ヲ金トシテ計算シテ流通サセ」²⁶⁾るという変則的な制度、いわゆる「円銀通用策」となったのである。

こうした経緯からみると、台湾の幣制改革に着手する際、日本は「幣制統一」と「本位制」という二つの問題に直面したといえる。前者は、台湾における住民の既存の取引習慣、海外貿易の発達による外国洋行の浸透、および台湾全島各地の抗日勢力の蜂起によって、日本による幣制統一事業に対する台湾人の不信から生じた問題であった。後者は、台湾経営の延長線上には東アジア銀貨圏への進出・勢力拡張という目的のために、後進帝国主義国たる日本が台湾における本位制のあり方を決定するという問題であった。これらの問題に対処するため、1899年に日本政府は、金融制度の整備と貨幣制度改革の担い手として台湾銀行を創立した。台湾銀行創立の趣旨は以下の通りである²⁷⁾。

「台湾銀行ハ台湾ノ金融機関トシテ、商工業並公共事業ニ資金ヲ融資シ、台湾ノ富源ヲ開發シ、経済上ノ発達ヲ計リ、尚進ミテ営業ノ範圍ヲ南清地方及南洋諸島ニ拡張シ、是等諸国ノ商業貿易ノ機関トナリ、以テ金融ヲ調

26) 1906年第22回議會における政府委員祝辰巳（台湾総督府民政長官）の答弁による。「帝國議會議事速記録中金融資料」（日本銀行調査局編『日本金融史資料——明治大正篇 第15卷』大蔵省印刷局、1960年）1229ページ。

27) 台湾銀行編『台湾銀行四十年誌』台湾銀行、1939年、7-8ページ。

和スルヲ以テ目的トス。今ヤ台湾ニ於テ金融機関トシテ見ルヘキモノ甚タ微々タル景況ニシテ、金融疎通ノ途ナキカ為非常ノ高利ニ苦メラレ、又各種ノ事業ハ本邦人ノ経営ニ係ルモノ甚タ稀々ニシテ概ネ外人ノ専有スル所トナレリ。故ニ此ノ新領土ノ人民ヲシテ金融機関ノ信用ヲ悟ラシメ、同時ニ我国人カ漸次ニ台湾ニ於テ事業ヲ為スニ便益ヲ与ヘ、以テ之ヲ誘掖スル途ヲ開カサルヘカラス。又台湾ハ我本土ト遠ク隔離セルカ故ニ、經濟上同島ノ独立ヲ計ルハ最必要ニシテ一朝事アルニ当リテモ能ク經濟上ノ独立ヲ維持シ得ヘキ万策ヲ施設スルヲ要ス。又台湾ニ於テハ内外ノ貨幣雜然流通シ幣制殆ト紊乱ノ極ニ達スルヲ以テ、台湾銀行ヲシテ幣制整理ノ任ニ當ラシメムトス。是レ速ニ台湾銀行設立ヲ必要トスル所以ナリ」。

かかる趣旨によれば、当時、日本政府が掲げた台湾銀行の創立目的は、幣制整理を通じて、台湾における貨幣取引の旧慣と外国資本の独占を打破することである。日本側は、「此ノ新領土ノ人民ヲシテ金融機関ノ信用ヲ悟ラシメ」ることを思いながら、台湾人の信頼を得るために力を入れた。そして、台湾經營を基礎として、日本は勢力範囲を南清地方および南洋諸島への拡大を図った。つまり、日本政府は、台湾における幣制改革によって、政治的目的（国家権力の樹立）と経済的目的（日本資本の台湾、南清・南洋への進出）を達成したかったのである。こうして、台湾の幣制改革は台湾銀行の創立によって本格的な段階に入っていた。

台湾銀行は1899年9月26日をもって營業を開始し、同月29日、台湾における初めての銀行券が発行された。台湾銀行は極印付円銀と台湾銀行券をもって、台湾島内で前述した雜種貨幣の回収によって貨幣の統一を図り、南清・南洋地域において台湾の円銀を通じて日本の勢力範囲の拡大を図った。両者とも支配の効果的な道具という貨幣の本質を国家権力が利用する試みであった。しかし、このような試みはやがて失敗に終わった。それは台湾における銀貨通用の慣習が根強かったという特殊事情によって、台湾人が秤量制度下の「銀元」から名目的「金円」への転化を直ちに受け入れることは容易ではなかったためであ

第4表 台湾銀行券（銀券）流通高

(単位：圓)

年月	発行高	流通高	年月	発行高	流通高	年月	発行高	流通高
1899.9	449,098	—	1901.5	3,408,490	2,613,565	1903.1	4,804,341	3,631,914
10	1,050,000	34,229	6	3,750,433	2,772,375	2	4,297,987	3,732,187
11	1,523,337	197,828	7	3,616,956	2,898,553	3	4,409,073	3,875,900
12	1,307,940	904,003	8	4,035,296	3,118,748	4	5,536,363	4,917,915
1900.1	2,698,252	999,025	9	3,566,173	3,001,452	5	5,314,785	4,488,360
2	2,755,131	1,362,549	10	3,167,312	2,876,073	6	5,677,464	4,542,209
3	2,600,070	1,653,376	11	3,194,221	2,825,671	7	5,559,538	4,923,653
4	3,016,100	1,908,559	12	3,199,729	2,886,048	8	5,424,778	4,806,400
5	4,443,071	2,310,264	1902.1	3,212,803	2,493,169	9	4,507,197	3,792,241
6	5,682,204	2,666,269	2	3,215,825	2,627,779	10	4,376,006	3,322,569
7	3,855,707	2,355,779	3	3,525,451	2,689,006	11	3,838,288	2,937,620
8	5,623,287	2,446,928	4	3,695,158	3,125,327	12	4,623,514	3,240,152
9	4,452,608	2,327,363	5	4,987,910	3,945,449	1904.1	4,434,498	3,422,895
10	4,828,750	2,205,180	6	5,010,345	4,209,005	2	4,168,259	3,334,111
11	3,797,401	1,966,030	7	5,368,186	4,025,817	3	4,243,487	3,153,070
12	3,583,390	2,348,955	8	5,210,657	4,304,074	4	6,093,250	3,977,872
1901.1	3,697,522	2,146,921	9	4,943,272	4,197,412	5	6,351,430	4,066,408
2	3,130,867	2,166,538	10	4,644,152	4,108,745	6	5,526,816	4,075,407
3	3,422,442	2,093,201	11	4,496,916	3,983,417			
4	3,368,964	2,329,978	12	5,099,166	4,804,759			

注1)：流通高は発行高より金庫在高を控除する差引流通高である。

2)：1904年7月1日から、金券発行のため、銀券発行は中止した。

資料出所：台湾銀行編『第四次台湾金融事項参考書』台湾銀行，1905年により作成。

た。表4の示すように、台湾における銀行券の流通量は、1900年から200万円を超え始めたが、1904年末まで500万円に達したことは一度もなかった。当時の壹圓銀貨の流通総額は少なくとも1000万円以上と推定されるから、銀行券の流通額はその5分の1から多くとも3分の1前後で推移していたという状態であった²⁸⁾。また、主に農村で流通していた銅銭は、代替する通貨がないため、さらに長く残存した。

他方、台湾を銀通貨圏に残留させることによって銀貨圏における円銀勢力を

28) 北山富久二郎，前掲書，208-209ページ。

拡大しようという企図は、幾つかの原因によって、急遽に中止されることとなった。以下では、国際的原因、日本国内の原因、台湾島内の原因を分けて説明する。国際的原因としては、十九世紀後半以降、銀貨下落傾向の加速化につれ、金本位制を採用した欧米諸国は、本国の対植民地の為替不安定を回避するため、植民地に金為替本位制を導入した。よって、台湾の対銀貨圏国家との貿易取引の比重が低下し、対金貨圏国家の貿易額が著しく増加した。1898年における台湾の総貿易額に占める対金貨圏の比率は39%であったが、1902年には62%に達していた²⁹⁾。こうして台湾を銀通貨圏に残留させる最も重要な理由がなくなった。日本国内の原因としては、日露関係が切迫するにつれ、銀貨準備の必要を認知した日本政府は、銀貨騰貴による台湾銀行の増大する払戻し要請に応ずることが出来ない状態となった。だが、台湾において銀券の兌換請求を無視すれば、台湾銀行の信用が危険となりえた。台湾島内の原因は、銀相場の激変により、台湾島内で頻発した投機であった。公定相場が割安の場合は、投機者が台湾で安い銀を買って、銀の高い香港・中国で売るという裁定取引が発生したのである。このとき台湾銀行は巨額の準備銀貨を取り崩すことになる。逆に、公定相場が割高な場合には、中国対岸より台湾に銀貨輸送するか送金為替を行い、台湾でこれを銀貨ないし銀券で受け取り、これをさらに内地に金為替として送り金銀差益を獲得した³⁰⁾。このような状態は、たとえ国家的保護を受ける台湾銀行でさえも耐えがたいことであった。

1903年9月、台湾総督府はこの状況に対処するため、大蔵省に対して台湾銀行法を改正して、台湾銀行が銀券のかわりに金券を漸進的に流通させることを提言した。大蔵省もこの漸進的金本位制移行案の趣旨に同意したが、日露戦争の勃発によって日本帝国議会で台湾銀行改正案を提出できなかった。台湾幣制の混乱はもはや放置しておくのでできない状況で、台湾総督府は、1904年6月律令8号を發布し、7月1日より台湾銀行が金券を発行することが決定した。

29) 祝辰巳「台湾貨幣制度沿革」(『大阪銀行通信録』第九〇号、1905年3月)45ページ。

30) 台湾銀行編『台湾銀行二十年誌』台湾銀行、1919年、48-49ページを参照。

この律令によって台湾では、これまで発行されていた銀券を金貨、又はこの金券を以って兌換することが認められた。この緊急措置は、1906年の第22回の日本帝国議会で事後承認されることとなった。こうして、17世紀から東アジア国際市場に身をさらした台湾は、銀流通から金本位制へ移行し始めた。1911年4月「貨幣法」の施行によって、台湾における秤量制度の銀本位制から名目貨幣の金本位制への移行が完了した。

VI おわりに

矢内原忠雄は植民地台湾幣制改革の過程を総括して、台湾の幣制改革が台湾人自身の経済的事情によるものではなく、日本の要求によるものであったと指摘した³¹⁾。というのは、日本による台湾幣制改革は、台湾人の貨幣使用習慣を重視しても、結局のところ、常に日本帝国主義の都合に合わせてならなかったためであった。周知のように、19世紀中期から、日本は明治維新をもって欧米の帝国主義に対抗した一方、帝国主義の最終列車に便乗して、台湾を植民地化した。そして、植民地台湾で行われた幣制改革は、一方では東亜銀貨圏における各国貨幣権力の争いの渦に巻き込まれた台湾を、日本円圏の支配下に置くという目的を持った。他方では、日本は金本位制成立に成功しても、台湾の幣制改革を通じて、東亜銀貨圏における日本円銀の勢力を維持・拡大することができると考えていた。それゆえ、19世紀末に台湾で行われた台湾史上最初の幣制改革は、日本のメキシコドルに対する対抗意識から生まれ、そして日本国内の金本位制論争に左右され、日本帝国主義発展の一環であったといえる。

以上にみてきたように、19世紀末において、東亜銀貨圏という国際背景と日本金本位制成立という日本国内情勢の諸帰結が、台湾幣制改革のゆくえを左右した。1870年代以降、日本はメキシコドルと拮抗していたが、日本銀行の設立および「兌換銀行券条例」の発布をもって、ようやくメキシコドルの支配から脱却し、自国の信用貨幣制度を確立してきた。しかし、メキシコドル勢力の排

31) 若林正文編『矢内原忠雄「帝国主義下の台湾」精読』岩波書店、2001年、73ページ。

除を目的とする日本貨幣改革それ自体は、東亜銀貨圏におけるメキシコドルの大量流通という現実には制約された。というのは、日本はメキシコドルの勢力を日本国内から排除するため、通貨改革を実施したが、東亜銀貨圏においてメキシコドルに対する競争力を獲得するため、メキシコドルと同位の日本円銀を鑄造せざるを得ないことになった。つまり、日本にとって、メキシコドルと同位の円銀を鑄造・流通させたということは、東亜銀貨圏における円の信用を強固にし、円の東亜への進出＝日本貨幣権力の東亜進出に基礎を与えるものとなった³²⁾。日本のメキシコドルに対するこうした対抗意識は、前述のように、後の金本位制の成立と台湾幣制改革の実施に大きな影響を与えた。植民地台湾の幣制改革は、ある意味で日本幣制改革の延長線上にあるものであった。また、日本の貨幣権力は東亜銀貨圏に対する思惑にもとづき、台湾幣制改革の経験に沿って朝鮮、満州、中国そして南洋地域へ次々と進出していった。この東亜への貨幣権力の進出は、大東亜共栄圏の構造的要因になるものである。この点については別稿を準備中である。

32) 小野一郎，前掲書，103ページ。